

福山市総合教育会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福山市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（第3項において「傍聴希望者」という。）は、受付において傍聴人受付簿に住所及び名前を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴の受付は、先着順に会議の開始予定時刻の15分前から行うものとする。

3 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員については、会議の場所に応じて、市長がその都度定めるものとし、傍聴希望者が定員を超える場合は、先着順により定員までの傍聴人を決定するものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する者には、傍聴券を交付しない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) 前2号に定めるもののほか、市長において傍聴を不相当と認める者

5 児童及び乳幼児は、傍聴席に入場することができない。ただし、市長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴券)

第3条 傍聴人は、傍聴席に入場するときは、係員に傍聴券を提示しなければならない。

2 傍聴券は、交付を受けた本人に限り有効とし、他者への貸与及び譲渡をしてはならない。

3 傍聴人は、傍聴を終えたときは、傍聴券を返却しなければならない。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、会議の会場においては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 傍聴席において静粛に傍聴し、私語、拍手その他騒がしい行為をしないこと。

(2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(3) みだりに傍聴席を離れ、又は傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。

(4) 喫煙又は飲食をしないこと。

(5) 許可なく撮影、録音等を行わないこと。

(6) 係員の指示に従うこと。

(7) 非公開の決定が行われたときは、直ちに退場すること。

(8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第5条 市長は、傍聴人がこの規程の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場を命ずることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、2015年（平成27年）6月2日から施行する。